



# 紙で申告した方も e-Taxで所得稅申告書等の PDFファイルを取得できます！



- メリット1 お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！
- メリット2 紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！
- メリット3 取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！
- メリット4 手数料はかかりません！

## ステップ

1

パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した所得稅確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ※ 直近年分の所得稅の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

2

e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。



所得稅申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax（Web版）にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。



国税庁 ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>



国税庁


検索

スマートフォンによる操作手順（簡易版）  
は裏面をご覧ください。


## スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）

- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ◆ ご利用にはマイナンバーカードが必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。


申請



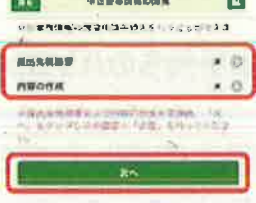
① マイナンバーカードでログイン




② 「申請・納税」を選択



③ 「所得税申告書等情報の閲覧」を選択




④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ

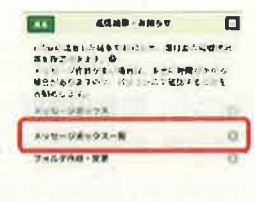


⑤ 電子署名を付与し、送信

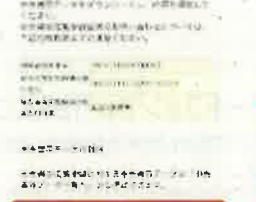
ダウンロード



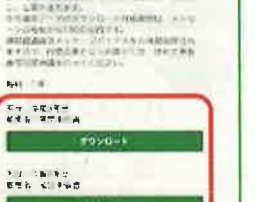
② 「送信結果・お知らせ」を選択



③ 「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択



④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ



⑤ 格納されたデータをダウンロードできます

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、[e-Taxホームページ](https://www.e-tax.nta.go.jp/)をご覧ください。  
 また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます」もご参照ください。

（操作手順はこちら）



### e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！

e-Taxホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



イータックス

検索

令和4年12月



# 電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

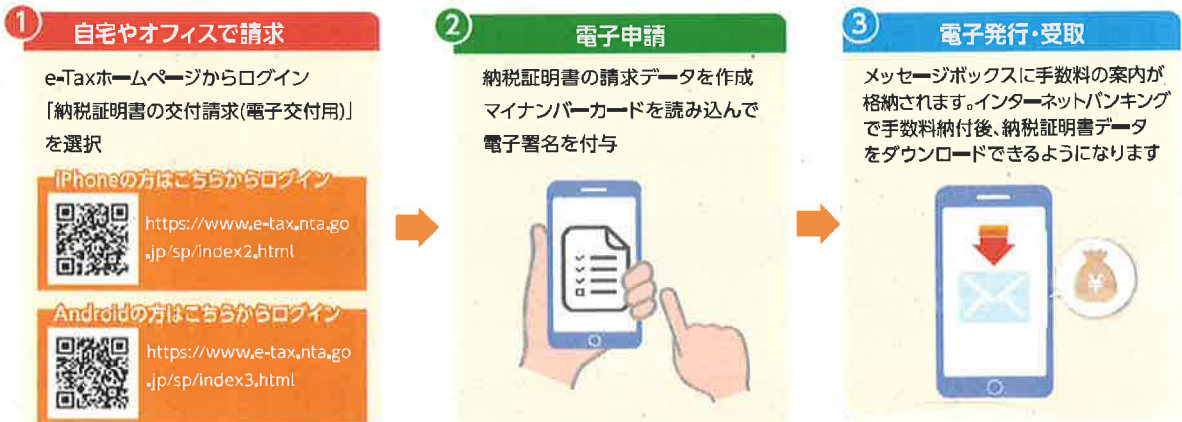
電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

## 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)  
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!  
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



## .....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



### 留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。  
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい  
手続きは  
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから  
[https://www.nta.go.jp/taxes/  
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)



国税庁 国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

# 他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で  
請求データ  
を作成



税務署窓口で受取  
又は郵送で受取



事前にオンラインで  
請求することにより、  
窓口での待ち時間が  
短縮できます。

## オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

### 1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



### 2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



### 3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円  
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

### 4 納税証明書の受取

#### オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

R4.9

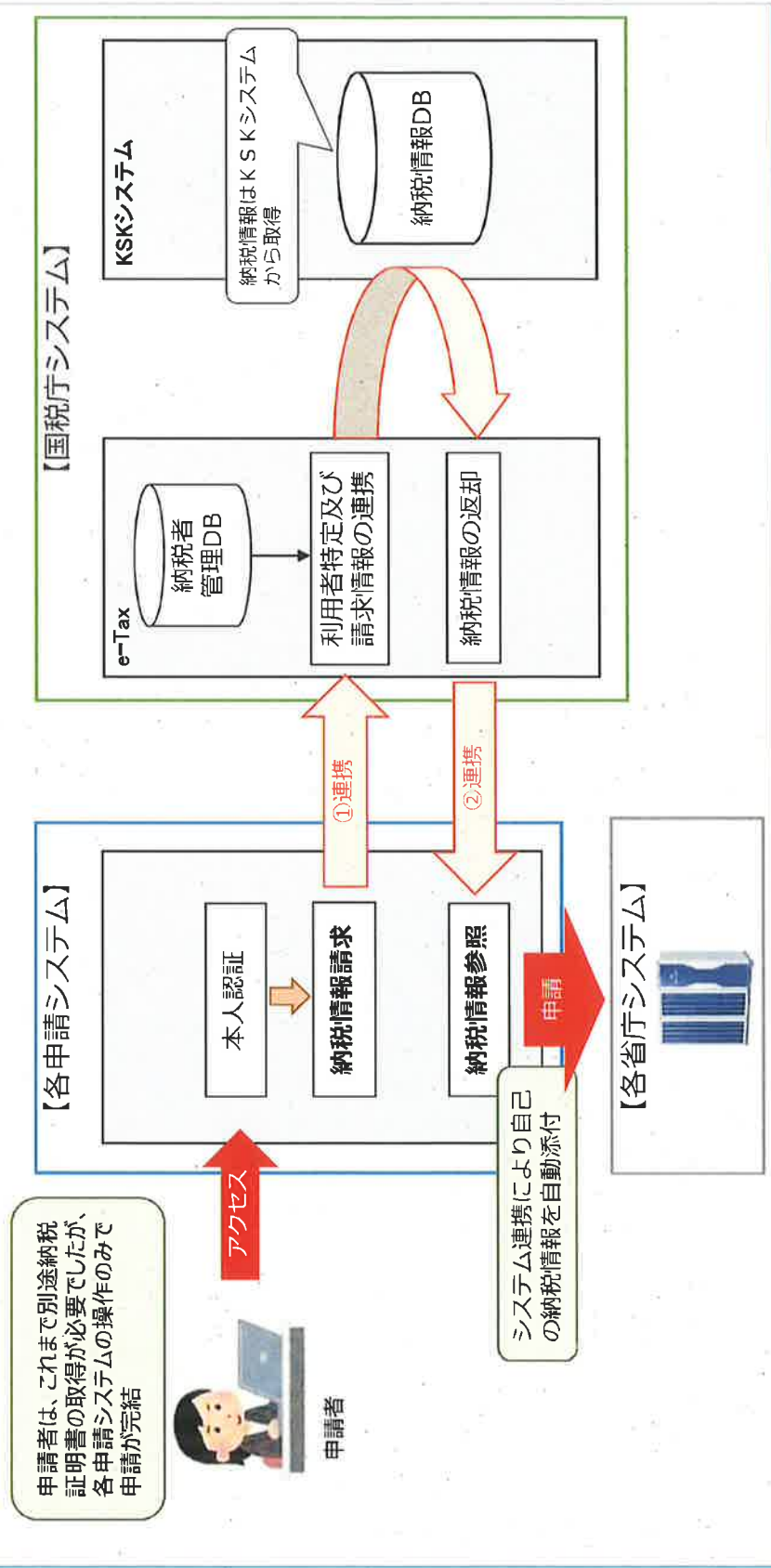


# 申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！

- 納税情報の添付自動化とは、納税証明書の添付を要する特定の申請手続において、その手続の中で納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組みです。

〔対象の申請システム〕

- ・ 調達ポータル（デジタル庁） 令和5年1月～
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（国土交通省） 令和5年1月～







作成コーナー



マイナポータル

# マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。  
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費 . . .

1年間分の情報  
が取得可能に！

NEW



ふるさと納税

公的年金等の  
源泉徴収票

NEW

国民年金保険料

NEW

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など



マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの  
「[マイナポータル連携特設ページ](#)」でご確認ください。



ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。  
事前設定については、[裏面](#)をご参照ください。



証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応して  
いる必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。  
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)



## ～マイナポータル連携の事前設定等～

### マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、  
マイナンバーカードが必要です。



マイナンバーカードの  
交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

1

コンビニで  
各種証明書が  
取得可能

2

本人確認  
書類として  
使用可能

3

健康保険証と  
一体化

4

新型コロナワクチン  
接種証明書が  
取得可能

5

運転免許証と  
一体化予定  
(令和6年度末)

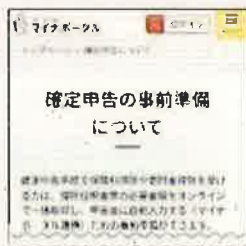


マイナポイント  
事業の詳細は  
こちら

### 事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、  
画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する  
専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面



パソコン画面



マイナポータル連携 事前準備



マイナポータル  
連携の事前設定  
ページはこちら

- ！ 事前設定には、以下のものがが必要です。
  - ・マイナンバーカード
  - ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン  
(又はICカードリーダー)



- ！ 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての設定をお願いいたします。

### 確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー  
はこちら

スマートフォン画面



パソコン画面



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。



# 第54回

# 財政経済セミナー

受講料  
無料

財政経済セミナーは、租税教育に携わる方を対象として、租税教育の現状や今後の方向性をご紹介するとともに、租税教室に関する知識とノウハウを習得していただくことを目的として開催します。

日時

令和5年8月18日(金) 9:20~16:15

会場

コンgresクエア日本橋

(東京都中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル2F)

定員

200人

※先着順

「財政・税務行政の部」

「経済の部」

「租税教育の部」

「一般教養の部」

東京国税局

熊谷 亮丸 氏

神奈川県選挙管理委員会・東京国税局

中里 実 氏



株式会社大和総研 副理事長

熊谷 亮丸 氏



東京大学 名誉教授

西村高等法務研究所 所長

中里 実 氏

主催：東京国税局

後援：千葉県教育委員会、東京都教育委員会、神奈川県教育委員会、山梨県教育委員会

## 講師プロフィール

### 株式会社大和総研 副理事長 熊谷 亮丸 氏

1966年生まれ。1989年東京大学法学部卒業後、日本興業銀行（現みずほ銀行）入行。同行調査部などを経て、2007年大和総研入社。2021年より現職。

1993年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了（旧興銀より国内留学）。2016年ハーバード大学経営大学院AMP（上級マネジメントプログラム）修了。

2020年より、内閣官房参与（経済・金融担当）。全世代型社会保障構築会議委員（2021年～）、財政制度等審議会委員（2023年～）、同臨時委員（2021年～2023年）、政府税制調査会特別委員（2020年～）、新しい資本主義実現会議 資産所得倍增分科会委員（2022年～）、特定複合観光施設区域整備推進会議委員（2017年～）、総務省 情報通信審議会委員（2015年～2023年）、経済同友会 幹事（2018年～）、同経済情勢調査会委員長（2019年～）、東京証券取引所 市場区分の見直しに関するフォローアップ会議メンバー（2022年～）など、様々な公職を歴任。テレビ出演、著書多数。



### 東京大学名誉教授、西村高等法務研究所所長 中里 実 氏

1978年東京大学法学部卒業。その後助手として研究室に残り、東京大学と一橋大学において、租税法の研究と教育に従事してきた。2020年3月に東京大学を定年退職後、2020年4月より、西村高等法務研究所において、研究を継続している。

2001年より税務大学校客員教授、2014年より、Harvard Law School Association of Japan会長を務める。

著書は「租税法論集Ⅰ～Ⅱ」、「租税法の潮流Ⅰ～Ⅳ」、「租税史回廊」、「財政と金融の法的構造」、「デフレ下の法人課税改革」、「タックスシールド」、「Japanese Law: An Economic Approach」、「キャッシュフロー・リスク・課税」等。



## スケジュール

8:30～9:15	受付	
9:20～9:30	ガイダンス	
9:30～11:00	「経済の部」講演	熊谷 亮丸 氏
11:15～12:15	「財政・税務行政の部」講演	東京国税局
12:15～13:30	(昼食) 近隣の飲食店等をご利用ください。	
13:30～14:30	「租税教育の部」講演	神奈川県選挙管理委員会 東京国税局
14:45～16:15	「一般教養の部」講演	中里 実 氏



スマートフォンは、  
こちらからお申込みが  
可能です。

## 申込方法等

申込方法 パソコン、スマートフォンから次のURLにアクセスし、必要事項を入力の上、お申込みください。

[https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/suggestion/seminar/input\\_form.html](https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/suggestion/seminar/input_form.html)

募集人数 200人（募集人数に達し次第、受付終了）

お申込みは、小学校、中学校、高等学校等の学校関係者及び教育委員会の職員のほか、税理士、地方団体職員、税に関係する民間団体会員など、租税教育に携わる方に限ります。

募集期間 令和5年6月1日（木）から令和5年7月31日（月）まで

受講方法 集合形式で開催いたします。下記会場までお越しください。

会場 コングレスクエア日本橋

東京都中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル2F

アクセス ①東京メトロ「日本橋」駅 B9出口直結

②東京メトロ「三越前」駅 B5出口から徒歩3分

③JR・東京メトロ「東京」駅 日本橋口から徒歩5分



お問合せは、最寄りの税務署 又は 東京国税局 総務部 国税広報広聴室 03-3542-2111（代表）へ

# 国税に関するご質問・ご相談は

## 国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



### ① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは  
こちらから



チャットボット  
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ 消費税
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

### ② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは  
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、「電話相談センター」  
をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.5)



## 電話で解決 『電話相談センター』へつながります。



所轄の税務署へ電話する



税務署の電話番号  
はこちらから

### 電話相談センターを選択する

音声案内に従い、  
「1」電話相談センターを選択

インボイス制度及び消費税の  
軽減税率制度に関する一般的  
なご質問は、「3」インボイス  
コールセンターを選択する

### 相談内容を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

※相談内容によっては、税務署へのご相談をお願いする場合がございます。

## 税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」に繋がります。）。

（裏面）